



2022 年度

筑紫小学校 P T A 総会議案書



筑紫野市立筑紫小学校 P T A

議 案

第 1 号議案 2021 年度 学校行事及び PTA 活動報告

第 2 号議案 2021 年度 PTA 会計決算報告

① 一般会計

② 特別会計

③ 会計監査報告

第 3 号議案 2022 年度 役員の選出

第 4 号議案 2022 年度 学校行事及び PTA 活動計画(案)

第 5 号議案 2022 年度 PTA 会計予算(案)

添付資料 2021 年度決算書及び 2022 年度予算書について

筑紫小学校 PTA 規約・規則・個人情報取扱方法

2021 年度 学校行事及びPTA活動報告

	学校	本部	地区
4月	入学式 教科書配布	総会資料準備・配布	委員会
5月			委員会
6月			
7月		2日 本部会議	
8月	前期前半終了 前期後半開始		
9月			
10月	前期終業式 後期始業式	3日 除草作業 15日 本部会議 25日～図書ボランティア	委員会
11月	体育科発表会	図書ボランティア 19日 花壇整備 21日 花植え	
12月	自然教室（5年） 修学旅行（6年） 後期前半終了	図書ボランティア 2日 本部会議	
1月	後期後半開始		
2月			
3月	修了式（6年） 卒業式（6年） 修了式（1～5年）	22日 本部会議	

令和3年度(2021年度)筑紫小学校PTA 決算書

自.令和3年4月1日 至.令和4年03月31日

筑紫小学校PTA

1 収入の部

科目	摘要	予算金額	決算金額	差引残高
前年度繰越金		880,765	880,765	0
当初運営資金		1,000,000	1,000,000	0
会費	200円×12月×P会員数	1,680,000	1,622,280	57,720
保険代	160円×P会員数	112,000	100,160	11,840
その他	筑紫野市立学校PTA運営費還付金、貯金利息	10,000	51,232	△ 41,232
当期収入合計		3,682,765	3,654,437	(28,328)

2 支出の部

科目	摘要	予算金額	決算金額	差引残高
1. 運営費		460,000	227,325	(232,675)
会議費	会議用部屋代	10,000	0	10,000
事務費	コピー用紙・コピー機使用料	50,000	16,619	33,381
IT利用料	マ・メール、HP利用料	100,000	48,650	51,350
渉外費	研修会費他	40,000	2,000	38,000
負担金	筑紫小学校PTA連合会負担金	150,000	110,056	39,944
旅費		10,000	0	10,000
慶弔費	冠婚葬祭費	50,000	5,000	45,000
通信費	電話代	50,000	45,000	5,000
2. 委員会活動費		706,000	334,704	(371,296)
全体活動費	愛校作業、杉っ子文庫本、その他	400,000	222,087	177,913
花植え	小学校玄関花代	300,000	112,617	187,383
ボランティア活動補助		6,000	0	6,000
3. 地区委員会活動費	横断旗	20,000	4,000	16,000
4. 支払保険料	PTA保険料	112,000	88,800	23,200
5. 事業費		400,000	350,000	(50,000)
フットベースボール大会		50,000	0	50,000
新型コロナウイルス対策費	児童靴箱下すのこ	350,000	350,000	0
6. 援助費		800,000	722,157	(77,843)
入学祝	新入生お祝い品	100,000	51,480	48,520
学業奨励費	クラブ・児童活動補助	200,000	200,000	0
学校図書充実・整備費用	ブックラック、図書室本・辞典購入、図書清掃用品他	300,000	300,197	△ 197
卒業記念品費	卒業記念品・教室用花籠代	200,000	170,480	29,520
7. 次年度総会準備費	総会資料作成費等	15,000	3,220	11,780
8. 周年記念行事積立金	特別会計へ	100,000	100,000	0
9. 次年度当初運営資金		1,000,000	1,000,000	0
10. 予備費		69,765	0	69,765
当期支出合計		3,682,765	2,830,206	(852,559)

総収入額	3,654,437
総支給額	2,830,206
差引残高	824,231

2022年4月26日 上記の通り報告します。

筑紫小学校 PTA会長 島谷 昇司
会 計 田河内 美智

監査報告 筑紫小学校において監査を実施した結果、現金・預金・出納簿・領収証など、適正に処理されていたことをここに報告します。

2022年4月26日

会計監査 三木 克彦
会計監査 松若 吾子

令和3年度(2021年度) 筑紫小学校PTA 特別会計

自.令和3年4月1日 至.令和4年03月31日

復興支援

収入の部

(単位:円)

科目	決算金額
前年度繰越金	529
事業収益	3,600
当期収入合計	(3,600)
収入合計	4,129

支出の部

(単位:円)

科目	決算金額
当期支出合計	0
次年度繰越金	4,129
支出合計	4,129

自.令和3年4月1日 至.令和4年03月31日

次年度準備金

収入の部

(単位:円)

科目	決算金額
前年度繰越金	1,087,358
その他	1
次年度当初運営資金	1,000,000
当期収入合計	(1,000,001)
収入合計	2,087,359

支出の部

(単位:円)

科目	決算金額
次年度準備金	1,000,000
当期支出合計	(1,000,000)
次年度繰越金	1,087,359
支出合計	2,087,359

自.令和3年4月1日 至.令和4年03月31日

周年行事積立金

収入の部

(単位:円)

科目	決算金額
前年度繰越金	600,039
科目なし	100,006
当期収入合計	(100,006)
収入合計	700,045

支出の部

(単位:円)

科目	決算金額
当期支出合計	0
次年度繰越金	700,045
支出合計	700,045

2022年4月26日 上記の通り報告します。

筑紫小学校 PTA会長 鳥谷 昇司
会 計 田河内 美智

監査報告 筑紫小学校において監査を実施した結果、現金・預金・出納簿・領収証など、適正に処理されていたことをここに報告します。

2022年4月26日

会計監査

三木 克彦

会計監査

松若 吾子

2022年度 役 員 名 簿 (案)

役 職	氏名	児童クラス
会 長	鳥 谷 昇 司	5 の 1
副 会 長	安 達 愛 子	3 の 1
副 会 長	安 達 大 輔	3 の 1
副 会 長	倉 橋 佑 里 子	5 の 5
副 会 長	田 河 内 美 智	5 の 1
副 会 長	中 山 晋 太 郎	6 の 5
副 会 長	山 下 太 郎	4 の 1
会 計	奈 良 田 明 子	3 の 5
書 記	前 田 麻 紀	3 の 6
書 記	福 澤 真 太 郎	主 幹 教 諭
校 長	森 田 真 一	
教 頭	宮 崎 智 弘	
教 頭	山 崎 和 正	

2022年度 学校行事及び本部活動計画（案）

月	日	曜	学校行事	日	曜	本部
4	6	水	離・赴任式、前期始業式			PTA会計監査 総会資料配布・書面決議
	12	火	入学式			
	19	火	家庭訪問～20日			
	25	月	個人懇談～27日			
	29	金	フレンドピクニック（弁当の日）			
5	6	金	4月29日の振替休日	22	日	草刈り 花植え 体育会手伝い
	24	火	1年2年体育科学習発表会（秋に変更）	29	日	
	25	水	3年4年体育科学習発表会（秋に変更）			
	26	木	5年6年体育科学習発表会（秋に変更）			
	27	金	体育科学習発表会予備日			
6	13	月	プール開き			
7	12	火	参観・懇談（分散1回目）			
	20	水	前期前半終了日（給食なし）			
	21	木	夏休み～8/24			
8	5	金	全校出校日（給食なし）			
	25	木	前期後半開始日（給食なし）			
	26	金	個人懇談～30（火）＊全員			
9	8	木	参観・懇談（分散2回目）			
10	5	水	前期終業式（給食なし）	2	日	愛校作業 花植え
	6	木	秋休み～10日	21	金	
	11	火	後期始業式（給食なし）			
11	9	水	修学旅行（6年）～10日			
	21	月	自然教室（5年）～22日			
12	10	土	表現集会・ふれあい集会（給食なし）	10	土	PTA主催行事
	12	月	12月10日の振替休日			
	23	金	後期前半終了日（給食なし）			
	26	月	冬休み～1/9			
1	10	火	後期後半開始（給食なし）			
	25	水	参観・懇談（分散3回目）			
2	22	水	児童会選挙	19	日	入学説明会 花植え
3	10	金	お別れ集会			新旧顔合わせ 次年度資料作成・引継ぎ
	15	水	修了式（6年）（予定）			
	16	木	卒業式（予定）			
	24	金	修了式（1～5年）（給食なし）			

PTAの行事予定について

- * 日程が入っていないものは関係各所と協議中です。決定次第連絡いたします。
- * 必要に応じて本部役員会を開催します。
- * その他筑紫野市やPTA連合会の研修会があります。

2022年度 筑紫小学校PTA 予算書（案）

1 収入の部

	予算金額	
1. 前年度繰越金	860,231	
2. 当初運営資金	1,000,000	
3. 会費	1,200,000	年2,000円×P会員数（600）
4. 保険代	96,000	160円×P会員数（600）
5. その他	20,000	寄付、利息等
合計	3,176,231	

2 支出の部

1. 運営費	335,000	
会議費	5,000	会議用部屋賃料他
事務費	10,000	印刷用紙、文房具等
IT利用料	50,000	マ・メール、HP利用料等
渉外費	40,000	研修会費用他
負担金	150,000	市・区・県・九州ブロックPTA負担金
旅費	10,000	諸活動交通費（研修会交通費等）
慶弔費	20,000	冠婚葬祭費
通信費	50,000	役員通信費
2. PTA活動費	286,000	
全体活動費	200,000	PTA活動費（図書ボランティア等）
花植え	60,000	玄関花・花壇花代
地区委員会活動補助	20,000	横断旗・キャップ他地区活動費
ボランティア活動補助	6,000	読み聞かせボランティア補助
3. 支払保険料	96,000	PTA保険料 160円×P会員数（600）
4. 事業費	400,000	
新型コロナウイルス対策費	200,000	消毒用アルコール等衛生管理費用
ふれあい集会	200,000	
5. 援助費	800,000	
入学祝	100,000	新入生入学祝
学業奨励費	200,000	クラブ・児童活動補助
学校図書充実・整備費用	300,000	図書室本購入費用
卒業記念品	200,000	卒業生記念品・教室飾り花代
6. 次年度総会準備費	15,000	
7. 周年行事積立金	100,000	
8. 次年度当初運営資金	1,000,000	
9. 予備費	144,231	
合計	3,176,231	

・今年度の会費 (年2000円/世帯)	PTA会費を見直し、コロナ前のような活動が難しく、本部内で検討した結果、年2,000円の会費で活動ができるとの結論になりました。
・収入の部について	会員数の数は概算です。会員数が減れば会費が減り、活動も制限されますが、集まった会費でできる限りの活動を行います。
・支出の部について	決議書に項目ごとに賛成or反対の意思表示をしていただけるようにしています。納得いただけるものについて○を納得いただけないものは×を記入してください。
・会員の決議を参考に予算書を作成しなおして後日予算を配布させていただきます。	

令和３年度筑紫小学校 PTA 決算書について

予算金額と決算金額の大きな違いがあるものについての説明です。

支出の部

事務費…主にコピー用紙代ですが、メールを利用したり、活動が少なかったため用紙購入金額が減少しました。

IT 利用料…小学校にネット環境がないため、モバイル WiFi 等の利用をする予定でしたが、令和３年度は実施いたしませんでした。

渉外費…対外の研修費に使用するものですが、研修等が中止になっているため差が大きくなっています。

全体活動費…今年度も PTA 主催行事等がコロナウイルスのまん延のため実施できなかったため、各クラス前にある「すぎっこ文庫（地域の方や筑紫小OBの方の寄付）」が破損や汚れが目立っていたため、また、子ども達の読書意欲を充実させるために PTA 会費から新しい本を購入しました。特に図書室に自由に行けない 1, 2 年生の本を中心に各学年新しい本を購入しました。

花植え…花植え活動もコロナウイルスのまん延のため３回実施したかったのですが２回となり予算が余りました。

他、質問等があればメールや文書で PTA 本部までお願いいたします。

2022年度筑紫小学校 PTA 予算書について

収入の部

会費については2021年度もコロナウィルスのまん延のため活動が制限されたため、十分に活動の内容をお知らせすることもできず、会員数の減少も考えられるため、昨年より会員数を減らして予算計上しています。

支出の部

昨年度の実績に基づいて今年度の予算を組んでいます。

- ① 事務費についてはプリントの配布を極力減らしてコピー用紙に係る経費を減らすことで事務費を減額しています。
- ② 全体活動費は昨年度は40万円を計上していましたが、今年度はその半額の20万円をPTA 主催行事のふれあい集会の経費として単独で計上しました。なお、ふれあい集会の内容については関係各位と実行委員会を立ち上げて企画・運営をしていきます。
- ③ 入学祝、学校図書充実・整備費用、卒業記念品について、まだ、未加入の保護者の子ども達について品物を送ることに抵抗があるという方がいるのも事実です。どうしても納得いかない場合は決議案に×をつけてください。多数決ですので、×が多ければ上記の配布をやめます。

ただ、以下に記載の通り、PTA は筑紫小学校に通うすべての児童のために活動をする団体です。

もちろん筑紫小学校に通う児童の保護者の皆さんにPTA 活動についてご理解いただき、入会していただくのが理想です。その為に本部では「活動だより」を発行したりして広報活動に勤めます。

会員ではない皆さんにもPTA の活動を理解してもらい、加入していただけるように、今後もしっかり私たちの活動報告を行っていきます。

PTA についての理解を

PTA は会員限定のサービスをする団体ではありません。

その学校に子供が通っている保護者が「学校の子ども達みんなの為に、良いことをしよう」という団体です。…学校という公共団体から、学校の部屋を使えるとか、印刷機を利用できるなどの特権をもらえるのは、「学校全体の為に奉仕してくれる団体だから、協力しましょう。」という理由なので、会員の子どもに対象を限定したサービスをするのであれば、学校の施設の利用はできません。

活動・会費の使い方について

PTA 活動は、今までの活動を見直し、本当に必要な活動だけを残し、活動そのものを簡素化、会員が理不尽に感じるものについては廃止する。(総会で審議する等)

会費の使用について説明をし、何に使うのか検討をし直し、記念品等で不平不満が出るようであればやめる。

筑紫小学校PTA規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は「筑紫小学校PTA」という任意団体である。

(事務局)

第2条 この会の事務局を筑紫小学校内に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と地域において、児童の健全な成長を図ることにより児童の福祉を増進すると共に、教育の振興を進めることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 家庭と学校と地域の緊密な連携によって児童の健全な育成に資する事業を行う。
- (2) 学校教育の伸展のために援助をする。
- (3) 児童の教育環境の向上に努める。
- (4) 会員に対する学習や啓発を行う。
- (5) その他目的の達成のための事業を行う。

第3章 方 針

(方針)

第5条 この会は、自立し民主的に運営される団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育の向上及び地域社会の向上のために活動する、他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教を支持しない。
- (3) 営利を目的とする行為は行わない。
- (4) 他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けない。
- (5) この会または役員名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (6) 学校教育にみだりに干渉しない。

第4章 会 員

(会員の構成)

第6条 この会の会員になることが出来るものは、次に掲げるもののうち、所定の入会申込書を提出した者とする。

- (1) 筑紫小学校に在籍する児童の保護者又はこれに準ずる者
 - (2) 筑紫小学校に勤務する教職員
 - (3) この会の目的に賛同するもので運営委員会が特に認めた者
- 2 この会からの退会を希望するものは、所定の退会申込書を提出しなければならない。但し上記の資格を喪失することによる退会はこの限りではない。

(会員の義務と権利)

第7条 会員は次の各号に掲げる義務と権利を平等に有する。

- (1) 会員は総会で定められた会費を納めるものとする。
- (2) 会員はPTA活動に参加できる時に参加することができる。

第5章 会 計

(経費)

第8条 この会の活動に要する経費は、会費及びこの会の活動収入並びに寄付によって支弁する。

(予算)

第9条 この会の予算は、毎年度総会において議決する。ただし予算に不足が生じたときは運営委員会の議決を経て補正することができる。

(決算)

第10条 この会の決算は総会において承認を得る。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 役員・顧問・会計監査員

(役員)

第12条 この会の運営のため、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以上
- (3) 書 記 2名(保護者、教職員各1名)
- (4) 会 計 1名

(任務)

第13条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、予算を執行し、会合を招集するとともに、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務の代理をする。
- (3) 書記は次の職務を行う。
 - (ア) 規約の保管に関すること。
 - (イ) 総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動事績の記録に関すること。
 - (ウ) 当該年度の人事の記録に関すること。
 - (エ) 会議の招集事務、通信事務の処理その他の庶務事項に関すること。
- (4) 会計は次の職務を行う。
 - (ア) この会の経理事務を行い、会計監査員の監査を経て決算を報告する。
 - (イ) この会の財産を管理すること。
 - (ウ) 予算に関すること。

(任期)

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は任期満了後も、後任が選任されるまでの間は、その職務に当たるものとする。

(役員の選任)

第15条 役員は会員から立候補並びに推薦に基づき、本部役員が次年度の候補者を選考し、総会の承認を受けて選任される。

2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で役員が欠けたときは、会長については副会長が昇格し他の役員については本部役員会で選任するものとする。

この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第16条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

(会計監査員)

第17条 この会に会計監査員を2人おく。

2 会計監査員は、この会の会計を監査し、総会において報告する。

3 会計監査員については、第14条及び第15条の規定を準用する。

第7章 機関及び会議

(機関)

第18条 この会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 特別委員会

(総会)

第19条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とする。

2 総会の会議は、定期総会及び臨時総会とする。

3 総会は次の事項について協議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 役員の承認に関すること。

(3) 会費の決定に関すること。

(4) 予算の決定、決算の承認及び活動方針に関すること。

(5) その他運営委員会が必要と認めたもの。

4 総会は会員の2分の1以上の出席（委任状提出による委任者も含む）をもって成立する。

5 総会の議決は多数決とし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

6 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は会員の3分の1以上の要請があったとき又は会長が必要と認めたときに開催する。

(委員会)

第20条 役員会は役員によって構成され、第3条の目的達成のため、本会の運営、および次の任務をもつ。

役員候補者の選出と会則の改廃案、事業計画案、予算案、決算の報告案及びその他の議案を審議する。

2 役員会は役員及び教職員代表をもって構成する。

(地区委員会)

第21条 地区委員会は、各地区において組織された委員会であり、各地区児童との校外生活の充実及び指導並びに安全対策を図るものであるが、本 PTA とはその目的を共にし、連携を必要とされるため、本部役員と連携を図るものとする。

(特別委員会)

第22条 この会に特別委員会を設けることができる。

(規則)

第23条 この会の運営の細目は規則で定める。

(個人情報の取扱い)

第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

附則 この規約の改正は、1998年5月1日より施行する。

附則 この規約の改正は、2011年5月1日より施行する。

附則 この規約の改正は、2012年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2013年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2017年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2018年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2021年4月30日より施行する。

筑紫小学校PTA規則

筑紫小学校PTAの運営の細目としてこの規則を制定する。

（事業実施実行委員会）

第1条 各種事業に対して会長が必要と認めたときは、この会に事業実施実行委員会を設置することができる。

（特別委員会）

第2条 前条に定めるほか、特別委員会の設置は運営委員会で決定する。

（慶弔等）

第3条 この会は、児童又は会員の慶弔に際し、別表1に定める給付を行う。

2 別表1の規定に該当しない慶弔や災害については、状況によりその都度本部役員会において協議する。

（児童図書の充実）

第4条 この会は、児童図書の充実を図るため、当分の間、図書充実援助を行うものとする。

（旅費）

第5条 この会の活動のための市外出張に対しては、旅費を支給する。

（1）旅費の支給基準は、別表2に定めるとおりとする。

（通信費）

第6条 この会の活動のために、通信費を支給する。

（1）通信費の支給基準は、別表3に定めるとおりとする。

附則 この規則の改正は、2011年5月1日より施行する。

附則 この規則の改正は、2012年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2013年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2016年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2018年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2021年4月30日より施行する。

別表1 慶弔費

	死 亡	初 盆	病 気	結 婚
児 童 〈通夜・会葬〉	5,000 円	2,000 円	2,000 円 10 日以上入院	
	役員 校長・教頭・同学年	役員代表 学校代表・担任		
保護者 〈通夜・会葬〉	5,000 円	2,000 円		
	役員 校長 or 教頭・同学年	役員代表 学校代表・担任		
教職員 (配偶者) 〈通夜・会葬〉	5,000 円	2,000 円		電報
	役員	役員代表 学校代表		

※表に記載している区分以外で、慶弔に関する事項が生じた場合は、役員会でその都度協議して決定する。

別表2 旅費支給基準

※往復 80 km 以上の場合は、役員会にてその都度協議する。

交通費	電車等	合理的、経済的経路の経費	実費
	自家用車	往復 20km 未満	500 円
		往復 20 km 以上 40 km 未満	800 円
		往復 40 km 以上 60 km 未満	1100 円
		往復 60 km 以上 80 km 未満	1700 円
宿泊費	実費及び宿泊雑費（1 日につき 1,000 円）を支給する。		

※有料道路・駐車料金等は、実費支給とする。（領収書添付の事）

なお、距離は、会計役員が決めるものとする。（筑紫小基点）

別表3 通信費支給基準

役員	5,000 円
----	---------

筑紫小学校PTA 個人情報取扱方法

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法は、筑紫小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

（指針）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

（周知）

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

（利用目的）

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・会員名簿等の作成

（個人情報の取得）

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

（同意の取り消し）

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（管理）

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者提供の制限）

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

みんなちがってみんないい

